

各 位

新潟県労働金庫

東日本大震災等に伴う融資特別措置の受付期間延長について

2011年3月に発生しました東日本大震災および長野県北部を震源とする地震により被害を受けられた皆様に対しまして、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、被災されたお客様に対しまして、再建と復旧を支援するため、融資特別措置を実施してまいりましたが、下記のとおり受付期間を延長して取扱うことといたしました。

全営業店において取扱いしておりますので、お気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 受付期間

2024年3月31日（日）まで延長いたします。

2. 災害ローン（無担保）の制度概要

	立上がり資金	住宅復旧資金
対 象 者	東日本大震災・長野県北部地震により被災された方 または配偶者および3親等以内の親族の方	
ご 用 途	被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、被災した車輛の買替・修繕資金、復旧等に要するその他生活資金全般	被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費
ご 融 資 期 間	1～10年以内 ※6カ月以内の元金据置可	1～25年以内 ※6カ月以内の元金据置可
ご 融 資 限 度 額	500万円以内 ※生活資金は100万円以内 ※最低貸出金額及び単位1万円以上1万円単位	1,000万円以内 ※最低貸出金額及び単位1万円以上1万円単位
金 利 制 度	固定金利	
適 用 金 利	1.000%（保証料込）	
担 保	無担保	
保 証 機 関	（一社）日本労働者信用基金協会	
受 付 期 間	2011年4月18日から2024年3月31日	
そ の 他	・お申込みに際しては、「罹災証明」のご提出は原則不要ですが、印紙税の非課税措置の対象者で当該措置を利用する場合は必要となります。 ・店頭またはホームページで返済額の試算をいたします。	

※詳しくは、最寄りの営業店までお問い合わせください。

以 上